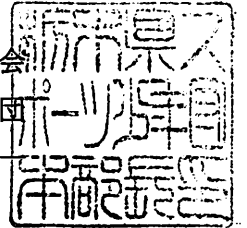




栃スポ協第 318 号
令和 3 年 2 月 5 日

各市町スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団
本部長 橋本 健



国における緊急事態宣言の解除に伴うスポーツ少年団活動の再開について(通知)

平素より、栃木県のスポーツ振興への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国における緊急事態宣言の発令に伴うスポーツ少年団活動の自粛については、令和 3 年 1 月 15 日付け、栃スポ協 291 号により通知したところ、御協力いただき誠にありがとうございます。

2 月 8 日(月)～2 月 21 日(日)までの特定警戒期間中における活動再開については、下記のとおりといたします。

冬場の感染リスクの高さや変異種の出現等、未だ予断を許さない状況であることを十分考慮し、引き続き警戒心を保ちながら感染症対策を徹底するようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和 3 年 2 月 8 日(月)～令和 3 年 2 月 21 日(日) ※終期は予定
- 2 対 応 (1)平日の活動時間を 90 分以内とし、週休日の活動はできる限り短時間とする。
(2)他チームとの練習試合、合同練習等を行わない。
(3)競技団体等の主催による県大会等への参加を検討する場合は、主催団体と協議のうえ、参加する選手及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ること。
- 3 そ の 他 本対応につきまして、今後の状況により変更になる場合があります。

公益財団法人栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団事務局
【TEL】 028-680-7771